

# LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応 について

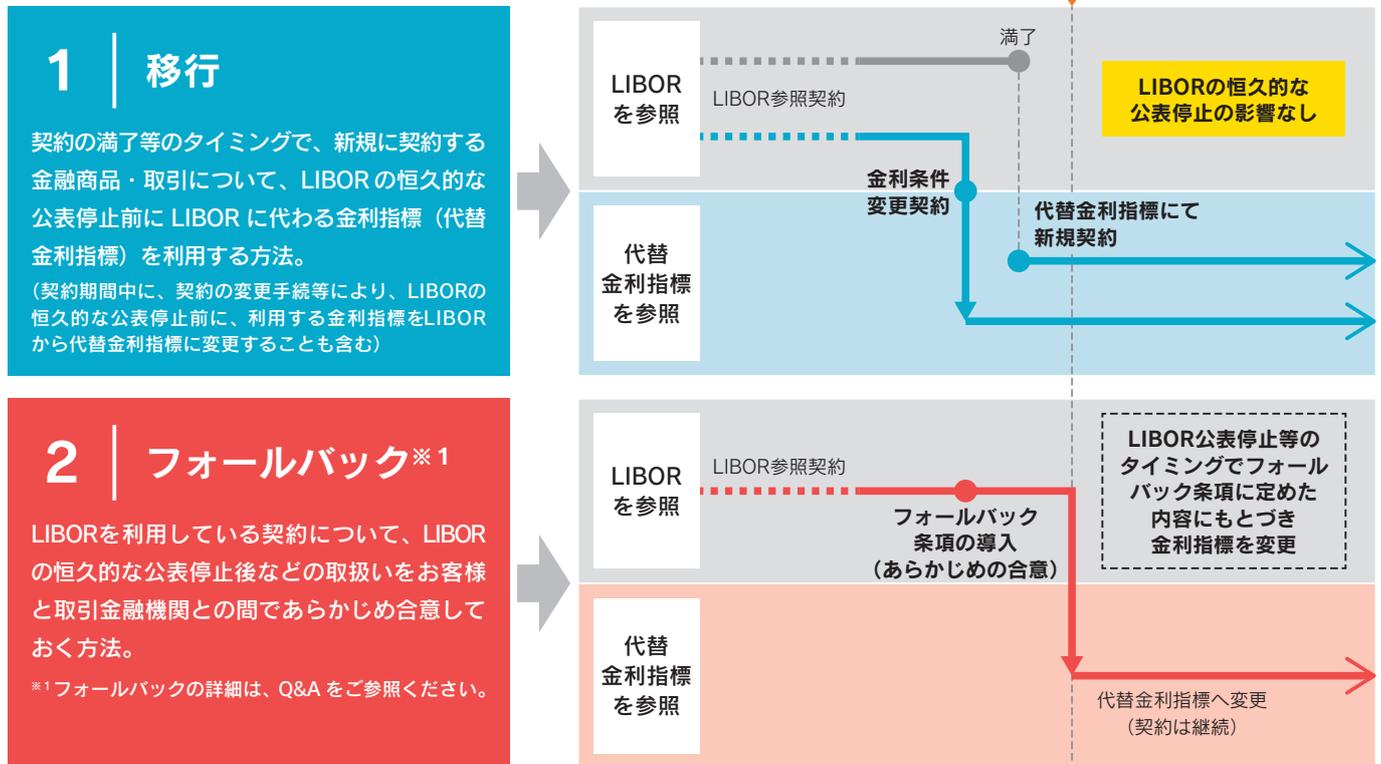
LIBORをご利用しているお客様へ  
LIBORの恒久的な公表停止への備えをお願いします！

- 
**2021 年末にも、LIBOR の公表が恒久的に停止する可能性が濃厚に！**  
 ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate：LIBOR）は、貸出・債券・デリバティブなど、幅広い金融取引で利用されている金利指標です。
- 
**LIBOR の公表が停止されたら、お客様のお借入契約等に影響が生じる可能性も…！**  
 お借入金利が定まらなると、今後のご返済額が算定できない等、お取引や財務面に様々な問題が発生してしまう可能性が考えられます。
- 
**円滑なお手続きのために、ご契約内容の変更や見直しをお願いします！**

■ 詳しくは、LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応のポイント1～4をご確認ください。

## ポイント ① LIBORの恒久的な公表停止に備えたお手続きについて

- ご契約におけるお手続きとしては、「移行」と「フォールバック」という大きく2通りの選択肢があります。
- LIBORの恒久的な公表停止の影響を受けないよう、可能な限り、フォールバック条項の導入ではなく、「移行」を進めていくことが重要です。



取引金融機関とご相談いただきながら、代替金利指標へ変更するお手続き等を進めていく必要があります。

# LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応 について

## ポイント② 円LIBORに代わりうる金利指標（代替金利指標）について

■ 円金利指標のユーザーや金融市場参加者が幅広く参加している「日本円金利指標に関する検討委員会」（以下、検討委員会）において、一定の支持を得ている、円LIBORの代替金利指標の選択肢と特徴は下表のとおりです。

項目	オーバーナイト O/N RFR 複利（後決め）	ターム物RFR 金利（スワップ）	ターム物RFR 金利（先物）	TIBOR
金利指標が依拠するレート	無担保コールO/N物レート	日本円OIS （無担保コールO/N物 レートを利用）	無担保コール O/N金利先物	TIBOR
金利決定の タイミング （前決め/後決め）	後決め （金利支払日の直前）	前決め （金利適用開始時点）	前決め （金利適用開始時点）	前決め （金利適用開始時点）
利用可能性	利用可 ※ただし、事務システム面で 課題あり	（2021年半ばまでを 目途に構築予定）	（東京金融取引所に おいて、無担保コール O/N金利先物の取引 再開に向けて検討中）	利用可 ※他通貨では、米ドルや英ポ ンド等IBOR系指標がない 通貨も存在

■ 検討委員会では、ターム物RFR金利が代替金利指標として最大の支持を得たことから、構築に向けて検討が進められています。貸出におけるTIBORや、債券におけるO/N RFR複利（後決め）の利用についても相応に支持を得ています。

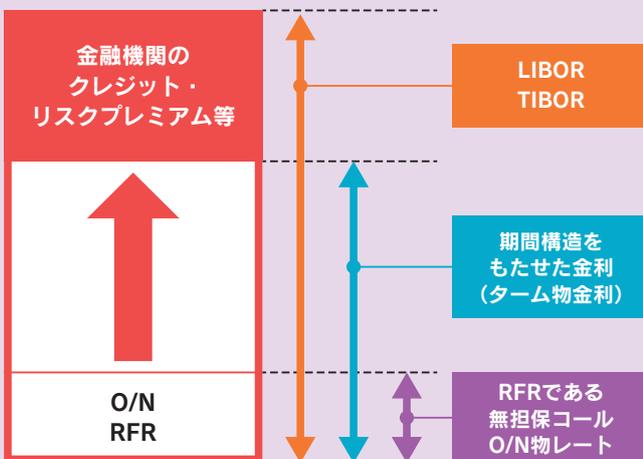
■ 米ドルや英ポンドでは、O/N RFR複利（後決め）を利用した商品が出てきています。

取引金融機関とご相談のうえ、ご契約内容や各指標の特徴を踏まえ、「移行」や「フォールバック」においてご利用する「代替金利指標」をご選択いただくことが必要となります。

ご参考

### 銀行間取引金利（LIBORなど）とRFRの違いについて

■ ターム物金利の構成要素（イメージ）



■ LIBORやTIBOR<sup>※2</sup>は、金融機関が資金を調達する際のコストであるクレジット・リスクプレミアム等を含む金利指標です。3か月物・6か月物などがあり、期間構造を持っています。

■ リスク・フリー・レート（RFR）は、クレジット・リスクプレミアム等をほぼ含まない金利指標です。日本円においては「無担保コールO/N物レート」がRFRに該当します。

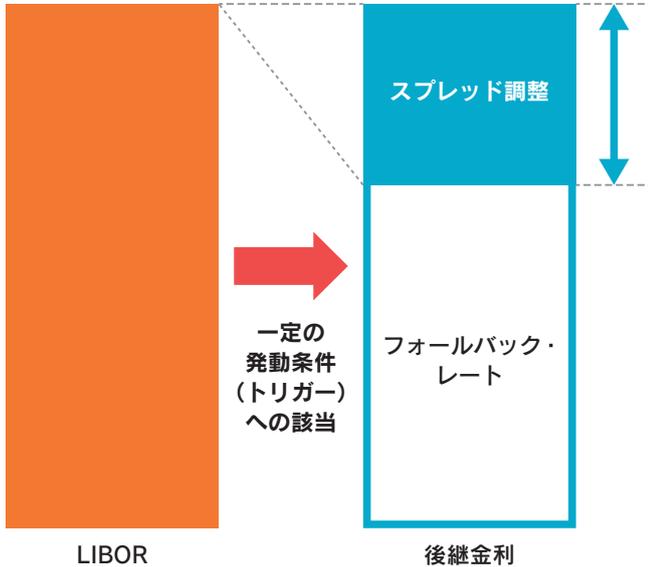
➔ RFRは翌日物金利であるため、LIBORの代替金利指標として利用する場合には、日次の複利計算やRFRの先行きの見通しを示すデリバティブをもとにターム物金利を導出するといった対応が必要となります。

<sup>※2</sup>東京銀行間取引金利（Tokyo Interbank Offered Rate）のこと。

# LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応 について

## ポイント③ フォールバック・レートとスプレッド調整について

■ LIBORからのフォールバックのイメージ<sup>※3※4</sup>



<sup>※3</sup>フォールバック・レートがO/N RFR 複利の場合。

<sup>※4</sup>LIBOR と後継金利は必ずしも同一の水準にはなりません。

■ フォールバック・レートとは、フォールバック時にLIBORの代わりに参照する金利のことであり、円LIBORの場合は、「ポイント2」に記載の代替金利指標等が候補となります。

■ LIBORとフォールバック・レートは、通常、金利が一致しません(差異(スプレッド)があります)。そのため、フォールバック時に、一方の当事者にとっては利益が生じ、他方の当事者にとっては損失が発生するという「価値の移転」が生じる可能性があります。

■ こうした「価値の移転」をできるだけ最小化する(代替金利指標の選択によって有利・不利がないようにする)手続きとして、「スプレッド調整」を行う必要があります。

フォールバックを選択される場合は、取引金融機関の担当者と十分にご相談のうえ、「後継金利」(フォールバック・レート+スプレッド)について合意・決定していくことが重要となります。

## ポイント④ お客様においてご対応いただきたい事項

■ 2021年末という時限を意識して、まずはLIBORを利用している契約を洗い出すなど、現状を把握する必要があります。そのうえで、取引金融機関の担当者にご相談いただきながら影響評価を進め、①経営・全社レベルの対応、②部門別の対応、を並行して実施していく必要があります。

経営・全社レベルの対応	部門別の対応
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 社内資源(要員、予算等)の確保</li> <li>✓ 社内教育・社内啓蒙</li> <li>✓ LIBORを参照する金融商品・取引等の原契約および条文の特定</li> <li>✓ LIBORを利用している業務の特定(例:財務会計、管理会計等)</li> <li>✓ 専門的に対応する部署や責任者の設置</li> <li>✓ 対応方針の策定</li> </ul>	<p><b>〔財務・経理部門〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 契約内容の変更手続き</li> <li>✓ 財務会計上の課題の抽出・特定、方策の検討</li> <li>✓ 監査法人を交えた検討</li> <li>✓ 社債権者集会の開催準備等</li> </ul> <p><b>〔システム部門・事務部門〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ システム開発に関する検討</li> <li>✓ フォールバック時の事務フロー等の検討</li> </ul> <p><b>〔リスク管理部門〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ LIBORを利用している各種モデルの修正、リスク管理方法の再構築の検討</li> </ul>

# Q & A

## LIBORの恒久的な公表停止に関する

## よくあるご質問

**Q1**

貸出にフォールバック条項を導入するに当たって必要な手続きはなんですか。

**A1**

貸出契約においては、当事者間の個別の交渉によってフォールバック条項の導入を合意する手続きが必要となります。導入時に後継金利を決定する方法（ハードワイヤード・アプローチ）と、後日、一定の発動条件（トリガー）に該当した際に後継金利を決定する方法（修正アプローチ）があります。

**Q2**

社債の契約変更に当たって必要な手続きはなんですか。

**A2**

原則として、代替金利指標への移行（金利条件の変更）やフォールバック条項の導入を行う場合には、会社法にもとづき、発行体による社債権者集会の開催・決議（または社債権者全員の同意）が必要と考えられます。

**Q3**

デリバティブの契約変更に当たって必要な手続きはなんですか。

**A3**

国際スワップ・デリバティブズ協会（ISDA）が制定するISDA マスター契約に準拠するデリバティブに関しては、ISDA 定義集における取扱いに則ることとなり、プロトコルに批准することによって既存の契約についても一括で書き換えられます。他方、ISDAマスター契約に準拠していない契約については、契約当事者間で後継金利等について合意する必要があります。また、ヘッジを目的としたデリバティブでは貸出等のヘッジ対象との関係などについて検討することが必要となります（「Q6」参照）。

※ISDAのフォールバックでは「O/N RFR複利（後決め）+スプレッド調整（過去5年間の中央値により算出）」の組み合わせが支持されています。

**Q4**

フォールバックの具体的な発動条件（トリガー）はなんですか。

**A4**

例えば、グローバルには、以下のトリガーが提案され、議論されています。検討委員会では、一例として、貸出においては「少なくとも『公表停止トリガー』を設定し、必要に応じてその他のトリガーを設定する」ことが支持されました。

トリガーの種類	内容
公表停止トリガー	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ LIBORの公表主体が、LIBORの公表停止を発表した場合</li> <li>✓ LIBORの規制当局が、LIBORの公表停止を発表した場合</li> </ul>
公表停止前トリガー	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ LIBORの規制当局が、LIBORが市場の実態を表さない旨を発表した場合</li> </ul>
早期選択トリガー	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 客観的事情に関わらず、契約当事者の間で合意のうえ、トリガーを設定する場合</li> </ul>

※ISDA マスター契約に準拠した ISDA デリバティブについては、公表停止トリガーの設定を前提に、公表停止前トリガーの追加などについて検討が継続中。

**Q5**

フォールバックにおいて、後継金利（フォールバック・レート+スプレッド）に切り替わるタイミングについて教えてください。

**A5**

公表停止トリガーの場合、LIBORの公表が恒久的に停止した時点以降に行われる金利更改から後継金利にもとづくことが想定されます。

**Q6**

貸出・社債等とデリバティブ間でヘッジ会計を適用していますが、移行やフォールバックに伴い、両者間で異なる金利を参照した場合、ヘッジ会計は維持されますか。

**A6**

ヘッジ会計を巡る論点は、企業会計基準委員会（ASBJ）などの関係団体において議論されており<sup>(※)</sup>、今後の検討結果を確認する必要があります。早期に、会計監査人等に相談しておくことをおすすめいたします。

<sup>(※)</sup> 以下のケースにおいてヘッジ会計が適用されるか議論されています。

① ヘッジ対象とヘッジ手段との間で、フォールバック・レートが異なるケース

	現状	同時にトリガー
ヘッジ対象 (貸出・社債等)	LIBOR	ターム物RFR金利 +スプレッド調整
		+
ヘッジ手段 (デリバティブ等)	LIBOR	O/N RFR複利（後決め） +スプレッド調整

② (フォールバック・レートは同じだが) ヘッジ対象とヘッジ手段でトリガーが異なり、フォールバックのタイミングが異なるケース

	現状	ヘッジ対象のみトリガー	ヘッジ手段もトリガー
ヘッジ対象 (貸出・社債等)	LIBOR	O/N RFR複利 (後決め)+ スプレッド調整	O/N RFR複利 (後決め)+ スプレッド調整
		+	
ヘッジ手段 (デリバティブ等)	LIBOR	LIBOR	O/N RFR複利 (後決め)+ スプレッド調整



一般社団法人  
**全国銀行協会**

本資料は、2019年12月末時点の情報にもとづいています。日本円金利指標に関する検討委員会「日本円金利指標の適切な選択と利用等に関する市中協議のポイント」（2019年7月公表）など、現状で信頼できると考えられる各種情報にもとづいて作成していますが、当協会はその正確性、完全性を保証するものではありません。